

# 山梨県公報

第一〇一号

令和二年

六月四日

木曜日

## 目次

告示

- 道路の区域変更(三件)……………二八五
- 道路の供用開始(二件)……………二八六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二八六

公告

- 令和二年度前期技能検定の中止……………二八七

公安委員会

- 高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正……………二八七

## 告示

### 山梨県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年六月四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百五十八号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市右左口町字日陰山四六八八番三三七	旧	二一・七	三〇・〇

地先から  
甲府市右左口町字日陰山四六八八番三三二  
地先まで

新	旧	延長(メートル)
二二・一	五〇・六	四七八・〇
三七・七	一〇四・六	四八三・八
	一五・六	三九六・九
	一一三・九	

### 山梨県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から令和二年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年六月四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

## 区間

北杜市須玉町江草字横引一〇六二七番一地  
先から  
北杜市須玉町江草字大渡一五九二九番一地  
先まで

旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
旧	五・五	四七八・〇
新	五・五	四八三・八
	一〇四・六	
	一五・六	三九六・九
	一一三・九	

### 山梨県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年六月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町休息字子安一三三五番三地先から 甲州市勝沼町休息字子安一三三七番四地先まで	一六・八 四五・一	一六・八 四五・一	一五・〇	一五・〇

**山梨県告示第百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年六月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町休息字子安一三三三番一地先から 甲州市勝沼町等々力字天神道上 一七二〇番一地先まで	三二五・〇	令和二年六月四日

**山梨県告示第百八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から令和二年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。  
令和二年六月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町等々力字桜地蔵一六七七番一地先から 甲州市勝沼町等々力字蛇池一六三三番一地先まで	二七四・二	令和二年六月四日

**山梨県告示第百八十八号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号十一号から三十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号三十号と十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域						
	標柱番号	郡	市	町	大字	字	地番
十島	七	同	同	同	同	同	一七八三番一
	六	同	同	同	同	同	一七八三番二
	五	同	同	同	同	同	一七八二番
	四	同	同	同	同	同	一七八七番
	三	同	同	同	同	同	同
	二	同	同	同	同	同	同
	一	同	同	同	同	同	同

八	同	同	同	同	三堂澤	八番
九	同	同	同	同	同	一〇番
十	同	同	同	同	久奈ノ平	一七八四番
十一	同	同	同	同	的場	三〇四番
十二	同	同	同	同	久奈ノ平	一七九五番
十三	同	同	同	同	同	同
十四	同	同	同	同	同	同
十五	同	同	同	同	同	同
十六	同	同	同	同	宮ヶ尾	一八〇九番
十七	同	同	同	同	同	一八五三番一
十八	同	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	同	同
二十	同	同	同	同	的場	三四〇番二
二十一	同	同	同	同	同	三三九番一
二十二	同	同	同	同	宮ヶ尾	一八〇五番
二十三	同	同	同	同	同	一八〇四番
二十四	同	同	同	同	同	一八〇三番
二十五	同	同	同	同	同	一八〇二番
二十六	同	同	同	同	的場	三一五番
二十七	同	同	同	同	同	同
二十八	同	同	同	同	同	三一〇番
二十九	同	同	同	同	同	三〇六番一
三十	同	同	同	同	同	三〇四番

公 告

● 令和二年度前期技能検定の中止  
 令和二年三月二日及び同年四月十三日付けで公告した令和二年度前期技能検定については、実技試験及び学科試験のいずれも中止する。  
 令和二年六月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十三号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
 令和二年六月四日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

別表第一の一六二の項の次に次のように加える。

一六三	中央自動車道（上り線談合坂スマートインターチェンジ流入ランプ）	上野原市大野八、二七七番地先（市道との交差点）から上野原市大野四、六八九番地九先（談合坂スマートエリア駐車場）まで（四八五メートル）	自動車	終日	高速	令和二年六月四日 告示第五二号
一六四	中央自動車道（上り線談合坂スマートインターチェンジ流出ランプ）	上野原市大野四、六二六番地一先（談合坂スマートエリア駐車場）から上野原市大野八、二六二番地先（市道との交差点）まで（三七〇メートル）	自動車	終日	高速	令和二年六月四日 告示第五二号
一六五	中央自動車道（下り線談合坂スマートインターチェンジ流入ランプ）	上野原市大野八、二一五番地先（上り線流入ランプとの分岐部）から上野原市大野四、四三五番地五先（下り線本線との合流部）まで（二八〇メートル）	自動車	終日	高速	令和二年六月四日 告示第五二号
一六六	中央自動車道（下り線談合坂スマートインターチェンジ流出ランプ）	上野原市大野四、六二三番地三先（下り線本線との分岐部）から上野原市大野八、二二二番地先（上り線流出ランプとの合流部）まで（三一一メートル）	自動車	終日	高速	令和二年六月四日 告示第五二号

別表第二の一三三九の項の次に次のように加える。

